

障害者手帳サービスガイド

【年金・手当等編】

【スライド1枚目】（0分00秒～0分12秒）

障害者手帳サービスガイド 年金・手当等編。

この動画では、各種手当制度、心身障害者扶養共済制度などについてご案内します。

【スライド2枚目】（0分13秒～1分52秒）

まず、各種手当制度についてです。

これらは手帳をお持ちでない方でも障害の状態により対象になる場合があります。

特別障害者手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅の重度障害のある方を対象とした制度です。

施設入所のほか、病院などに継続して3か月を超えて入院している場合は対象外となります。入院扱いとなる施設については、医療機関のほか、介護老人保健施設や介護医療院なども対象となります。有料老人ホーム、グループホーム、ショートステイなどは在宅扱いとなりますので、ご注意ください。

障害児福祉手当は、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害のある児童を対象とした制度です。

特別児童扶養手当は、精神または身体に中度以上の障害がある20歳未満の児童を家庭で養育している方を対象とした制度です。

手続の流れは、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課に必要書類を提出いただいた後、本市で障害状況等を審査のうえ、認定の可否を決定します。認定された場合、申請月の翌月分からの手当が支給されます。

いずれの手当も、受給者本人またはその扶養義務者等の前年の所得が一定基準以上である場合は、手当の支給が停止されます。

詳細は、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課の窓口にご相談ください。

【スライド3枚目】（1分53秒～3分06秒）

続いて、その他の年金等の制度についてです。

障害年金は、病気やケガによって日常生活や仕事に制限を受けた場合に受給できる年金です。初診日に加入していた年金制度により金額が異なります。

詳細については、お住まいの地域を管轄する年金事務所、またはお住まいの区役所・支所 市民総合窓口室 保険年金担当までお問合せください。

心身障害者扶養共済制度は、障害者の保護者が毎月一定の掛金を納めることで、死亡や重度障害など、保護者に万一のことがあった際に、障害者に終身年金を支給する公的制度です。

詳細については、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課までお問合せください。

生活福祉資金の貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象に、無利子また

は低利息でお金を貸し出し、生活の安定と自立を支える公的な制度です。手続の窓口は社会福祉協議会になります。

詳細は、京都市社会福祉協議会、生活福祉資金相談窓口までお問合せください。

【スライド4枚目】（3分07秒～4分43秒）

心身障害者扶養共済制度について詳しくご説明します。

障害者の保護者である加入者が、死亡または重度障害を負った場合に、障害者に終身年金を支給する相互扶助の制度です。

支給額は、1口あたり月額2万円。最大2口で月額4万円です。

対象となる障害者は

1. 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。
2. 療育手帳をお持ちの方。
3. 精神又は身体に永続的な障害を有する方で、1. 又は2. と同程度の障害と認められる方です。

障害者の年齢制限はありません。

加入いただける保護者は

1. 本市に住所を有すること
2. 加入年月日が属する年度の4月1日現在において、年齢が65歳未満であること。
3. 特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であることです。

お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課に必要書類をご提出いただいた後、保険会社等による審査を行いますので、申込日から審査終了まで約1、2か月が必要となります。

毎月収める掛金は、全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

詳細は、お住まいの区役所・支所 障害保健福祉課の窓口にご相談ください